

令和3年度 三重地方最低賃金審議会
第1回特定（産業別）最低賃金（合同）専門部会

- 1 開催日時 令和3年9月17日（金） 14時00分～14時45分
- 2 開催場所 津市桜橋2丁目191-4 三重県医師会館 4階 代議員会室

3 出席委員

公益代表

恒岡 純子 中村 玲子 降籬 道男 前田 茂樹 三好 正人
安井 広伸

労働者代表

浅野 啓介 出馬 孝博 伊藤 文隆 鶴飼 力 金森美智子
田原 義洋 刀根 隆洋 中村 敬 前田 良彦 村木 靖彦

使用者代表

伊藤 久信 大槻 崇 大西 宏弥 倉光 優次 栗須百合香
中西 秀治 中村 和仁 別所 浩己 松山 佳史 村里 充利
山本 正仁

4 議題

- (1) 最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について
(2) 専門部会運営規程（案）について
(3) 今後の審議の進め方について

5 開会

（開会・定足数確認）

（賃金係）

お忙しい中本日はお集まりいただきましてありがとうございます。

賃金係の牧野と申します。よろしく願いいたします。

定刻になりましたので、只今から令和3年度三重地方最低賃金審議会第1回三重県特定（産業別）最低賃金専門部会を合同部会形式により開催させていただきます。

本日は、4業種に係る合同の専門部会でございます。

なお、以後、部会名等におきましては、「電気機械器具製造業」、「輸送用機械器具

製造業」等、略称で呼ばせていただきたいと思います。

本日欠席のご連絡をいただいております委員の方は、公益側委員の藤本委員、電線ケーブル労働者側委員の堀田委員、使側委員の吉田委員、輸送用機械器具製造業労働者側委員の葛山委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、公益側委員の前田委員からは遅れるとのご連絡が入っておりますので、しばらくお待ちいただければご参加いただけると思います。

最低賃金審議会令第6条第6項の規程にあります定足数でございますが、各専門部会とも、定足数を満たし、有効に成立していることをご報告させていただきます。

開会にあたりまして、労働基準部長がご挨拶を申し上げます。

(部長)

失礼いたします。三重労働局の小川でございます。

本日は、委員の皆様御多忙に関わらずご出席いただき誠にありがとうございます。

台風は、温帯低気圧になりつつも本州を横切るということであり、コロナの緊急事態宣言期間中でありますので、こういった会議を実施をして良いのかぎりぎりまで迷いましたが、大事な会議という位置づけですので、恐縮ですがご足労をいただいた次第でございます。どうもありがとうございます。

本年度の地域別最低賃金につきましては、8月5日の三重地方最低賃金審議会において、時間額902円ということで答申をいただきました。その後、9月1日に官報公示をさせていただいて、今後10月1日からの発効予定に現在なっているところでございます。

これからは、特定（産業別）最低賃金改定に審議に移ってまいるということでございます。今現在、三重県下では7業種の産業別最低賃金がありますが、本年4業種について改正に関する申出があったことから、先に改正の必要性について調査審議をしていただき、8月5日の審議会の結果、この4業種については、「改正の必要性あり」との答申をいただいたことから、この度、金額改定の審議をお願いすることとなったところでございます。

改めてですけれども、最低賃金の改正の決定については、公・労・使各3名ずつの委員で構成する専門部会を設置することとなっています。これが今回の専門部会です。各業界・業種の実情をご理解された方を労使それぞれの団体から推薦をいただいた結果など、総合的に判断いたしまして、本日お集まりの委員の皆様には部会委員を任命させていただいたということでございます。委嘱の辞令は本日机上に配付させていただきました。ご了承いただければと思います。

特定（産業別）最低賃金は、関係労使のイニシアティブによって、地域別最低賃金より若干金額水準が高い最低賃金を必要と認めたものについて設定しているものでございます。地域別最賃のように中央の目安とかという考えはなく、労使のイニシアティブの中で決めていくというようなところでございます。こういったところを踏まえまして、今日から約1ヶ月位の間で集中的にご審議をお願いすることになると存じますけれども、労使のイニシアティブ発揮により、それぞれ各業種全会一致での答申

を頂ければと心から願っているところでございます。以上をもちまして冒頭の挨拶とさせていただきます。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

6 各専門部会部会長及び部会長代理の選出 (賃金係)

議題、各専門部会部会長及び部会長代理の選出について。各専門部会部会長及び部会長代理の選出最低賃金法第25条第4項では、専門部会には、「部会長及び部会長代理を置き、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員の内から委員が選挙する。」と規定されております。

先般、本審の公益委員で各専門部会の部会長及び部会長代理について、ご協議いただいておりますので、その結果をご報告申し上げます。

- ① ガラス・同製品製造業は、
部会長に三好委員、部会長代理に前田委員
- ② 電線・ケーブル製造業は、
部会長に安井委員、部会長代理に藤本委員
- ③ 電気機械器具製造業は、
部会長に安井委員、部会長代理に三好委員
- ④ 輸送用機械器具製造業は、
部会長に藤本委員、部会長代理に中村委員

と、このように決めていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。
拍手をもってご承認をお願いしたいと思います。

— 拍 手 —

7 議長の選出 (賃金係)

ありがとうございました。

続きまして、本日の会議の議長の選出についてでございます。

各専門部会の会議につきましては、部会長が運営するということになっております。

本日は合同部会でございますので、議長は、本審の会長でもございます安井委員にお願いいたしたいと思っております。

拍手をもってご承認をお願いします。

— 拍 手 —

(賃金係)

ありがとうございました。

それでは、安井議長、これよりの会議の運営をよろしくお願いいたします。

8 議 事

(1) 最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について (議 長)

只今、ご指名をいただきました三重地方最低賃金審議会の会長を仰せつかっております安井でございます。

本日は、台風が近づいている中、コロナ禍でもあります。お忙しい皆様に沢山お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

お顔を見させていただきまして、また名簿をみさせていただきましたら、昨年引き続きご就任頂いている委員の皆様が多数お見えのようでございます。

昨年もコロナが始まった中での審議でございましたけれども、来年には収まっているであろうと思っておりましたが、コロナが続いている状況でございます。その中の審議でございます。よろしくお願いいたします。

また、今年から新しく委員にご就任いただきました委員の皆さまもお見えでございます。各産業を代表して出てこられた皆様でございますので慎重な審議をよろしくお願いしたいと思っております。

先程部長からのご挨拶にありましたけれども、三重地方最低賃金審議会といたしましては、8月5日に昨年より28円アップの902円という答申をさせていただいたところでございます。今年も暑い中労使それぞれ意見を出し合いながら厳しい審議をさせていただきました。

それを受けまして、特定(産業別)最低賃金の審議に移ってまいります。非常に厳しい審議が続くと予想されますけれども、それぞれ労使お立場が違う中で歩みよりをしながら、良い結果が出るように我々公益側といたしましても努力をさせていただきますので、是非皆様のご協力を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、只今から特定(産業別)最低賃金の審議に移っていきます。本日は合同部会形式による審議会として進めさせていただきます。

部長のご挨拶にもありましたが、特定(産業別)最低賃金は、7業種ございますが、最低賃金審議会において、申出のありました4業種、

- ・ ガラス・同製品製造業
- ・ 電線・ケーブル製造業
- ・ 電気機械器具製造業
- ・ 輸送用機械器具製造業

の4業種すべてについて「改正の必要性有り」の答申を行いましたところ、改めて、三重労働局長から金額改定の諮問を受けましたので、これから、4業種それぞれの専門部会で金額改定の調査審議を進めていただくこととなります。

お忙しい中でございますし、限られた時間でございますけれども、その中で慎重な

る審議をよろしく願いいたします。

それでは、お手元にあります事項書に沿って議事を進行させていただきます。

先ず、議事(1)の「最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について」事務局の方から説明をお願いします。

(室 長)

賃金室長の久保田でございます。よろしく願いいたします。

最低賃金審議会における審議経過及び決定事項の報告について、ご説明させていただきます。

資料6をご覧ください。「ガラス・同製品製造業」等4業種から申出書の提出があり、7月13日の第2回本審におきまして、局長から最低賃金改正の必要性の有無について諮問をさせていただきました。

資料7の2頁をご覧ください。8月2日開催の小委員会におきまして、最低賃金改正の必要性の有無についてご審議いただいた結果、「ガラス・同製品製造業」等4業種について、「改正の必要性有り」とする小委員会報告がなされました。

8月5日の第4回本審におきまして、この小委員会報告を受け、最低賃金改正の必要性の有無についてご審議いただいた結果、資料7の3頁のとおり「改正の必要性有り」とする答申をいただきましたので、資料8のとおり最低賃金の改正決定について局長から諮問をさせていただきました。

本日、第1回専門部会を開催させていただいたところですが、今後の審議日程につきましては、後程、それぞれの業種毎に4か所に分かれてお集まりいただき、ご協議いただきたいと思います。

令和元年度より、事業場において賃金締切日が20日の事業場が多く、賃金計算が煩雑になるとのご意見・ご要望があり、今年度も最低賃金改正の効力発生日を12月21日として、それを目標に、審議を進めていただきたいと思います。

「答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)」を資料の中に入れてさせていただいております。

資料9の裏面をご覧ください。

四角く赤線でくくってありますところを見ていただきますと、10月21日(木)の本審にて答申をいただき、当日公示を行いますと、異議申出締切日が11月5日(金)、官報公示予定日が11月19日(金)となり、指定日発効として予定日は12月21日(火)というふうになります。

特定(産業別)最低賃金については、昨年も異議申出はなく、例年、異議申出がないようですが、もし今年、異議の申出があれば、締切日の翌日(翌営業日)の11月8日(月)に異議審を行うこととしております。

本審委員の皆様におかれましては、日程の確保をよろしく申し上げます。

各専門部会におかれましては、10月21日(木)の答申を目指して審議を完了していただきますよう、今後の審議会の開催日程の調整をしていただければと思います。

具体的な日程調整は、後程、各部会でよろしく願いいたします。

(議 長)

はい、ありがとうございました。

只今の説明につきまして、ご確認あるいはご質問等がございましたらお受けしたいと思えます。

如何でしょうか。

特にないようでございますので、各専門部会におかれましては、10月21日(木)に、本審で答申が行えるように、後程、日程調整をよろしくお願いいたします。お忙しい中での日程調整ですが、ご協力よろしくお願いいたします。

(2) 専門部会運営規程(案)について

(議 長)

それでは、次の「(2)専門部会運営規程(案)について」事務局から説明をお願いします。

(室 長)

はい。それでは、資料2をご覧ください。

それぞれの委員が担当していただく産業名を入れた運営規程(案)を、お手元にご用意させていただきました。

この専門部会につきましては、こちらの裏面第10条にもありますように、毎年その時限りのもので、異議申出の期間が満了をした時に廃止されますので、内容的には昨年とほぼ同じ内容のものですけれども、第5条を少し変えさせていただきました。簡単に説明させていただきます。

第4条は「会議の招集」

第5条は「テレビ会議システムを利用する方法」と「委員の会議への欠席の場合の取り扱い」

第6条は「会議は部会長が議長となって議事を進めていただく」ことを

第7条は「会議の公開・非公開について」

第8条は「議事録等に係る取り扱い」について規定

第9条は「審議会会長に報告」

第10条は「専門部会の廃止」

を、規定しています。

主なところは、以上のおりでございます。

(議 長)

はい、ありがとうございました。

運営規程(案)につきまして、説明をいただきましたけれども何かご意見ございませうでしょうか。大きくは例年と変わっていないことですが、本年はテレビ会議システムの項目を導入させていただきました。これは本審及び本省と合わせての改定でございますが、三重県の専門部会におきましてあまり使うことはないかなとは思っております。一応規定化はさせていただいたところでございます。

特にご意見ございませんでしょうか。ご意見なければ一括して、この（案）のとおり
に4業種の専門部会運営規程を決定させていただきたいと思いますが、いかがで
しょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見がないようですので、この運営規程は本日から発効というこ
とで、施行期日の欄に令和3年9月17日と書き入れていただき、冒頭の（案）を取
って決定とさせていただきます。

では、早速ですが、運営規程第8条の規定に基づき、各専門部会においては、議事
録署名委員を部会長の方で指名させていただくということになりますのでよろしく
お願いいたします。

なお、本日は各専門部会の合同部会ということで、この規定をそのまま適用するこ
とはできませんので、準ずる取扱いとして、本日の議事録への署名は、私と労使各1
名の委員という形で処理をさせていただきたいというふうに思っております。

そこで、労使各1名の議事録署名委員を私から指名をさせていただきます。本審委
員の中から、

労側は 前田委員

使側は 別所委員

をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(3) 今後の審議の進め方について

(議 長)

それでは、次の「(3)今後の審議の進め方について」事務局から説明をお願いしま
す。

(室 長)

はい、先ず、配布資料の説明をさせていただきます。

資料3をご覧ください。全国における地域別最低賃金の答申状況です。今年決定をし
た改定後の全国加重平均額は930円で、最高額は、東京の1,041円、最低額は820円
の2局、地域間格差は、221円となっております。

資料4は、昨年と一昨年の審議経過等一覧です。

日程的にはご覧いただいたとおりで、昨年の結審状況は、ガラス・同製品製造業、
電線・ケーブル製造業と輸送用機械製造業で白丸（全会一致）でございました。電気
機械器具製造業で黒三角（労働者側反対）ということになっております。

資料5は、特定（産業別）最低賃金を含む三重県内における最低賃金の一覧表でご
ざいます。

三重県におきましては、今年の10月1日から地域別最低賃金と7業種の特定最低
賃金が定められておりますが、「ガラス・同製品製造業」「銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄
管製造業」「一般機械器具製造業」「洋食器・刃物・手工具・金物類製造業」は、三重
県最低賃金の時間額が、これらの特定最低賃金額を上回ったため、設定はされてお
りませんが、三重県最低賃金が適用となるため、注釈のみの表記とさせていただきます

ます。

資料 10 は、求人倍率関係の資料となっております。

直近の有効求人倍率は、7 月内容で、1.26 倍、三重の順位は全国 25 位、全国の平均が 1.15 倍となっております。

続きまして、今年度は、資料 11、12、13 に、第 2 回本審の資料でもお付けしております「産業別定期給与・出勤日数・労働時間の推移（三重県）」、「鉱工業生産指数の推移（季節調整済指数）・在庫指数の推移」、「労働経済指標の推移」を資料としてお付けさせていただきました。内「鉱工業生産指数の推移（季節調整済指数）・在庫指数の推移」と「労働経済指標の推移」については、最新の令和 3 年 6 月分、速報値ですが一部 7 月分まで追加して作成した表を付けさせていただいております。よろしくをお願いいたします。

(議長)

はい、ありがとうございました。

沢山の資料の説明をいただいたところでございます。なかなか今の説明でだけで全部理解をするのは難しい点がございますけれども、いままでのところでの資料説明について、何かご質問あるいは、ご確認事項ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

今後の審議で、このような資料も参考にさせていただくことになろうかと思っております。その都度各専門部会で対応をさせていただきたいというふうに思っております。

今のところご質問無いようでございますので、次に進めさせていただきます。

今日のメインテーマといたしますか、「専門部会における審議日程の調整」ということでございます。事務局の方で説明をお願いいたします。

(賃金係)

それでは、紫のファイルとは別に机上配布をさせていただきました「特定(産業別)最低賃金専門部会日程調整表(案)」を用意させていただきました。

なお、時間設定は、基本的には、午前は 10 時から、午後は 1 時 30 分からということになります。

部会長が出席、かつ、可能な限り公労使委員が出席できるように、提案をさせていただける日を考えさせていただきました。

具体的な提案日程としては、

① ガラス・同製品製造業は、

2 回目・・・10 月 5 日(火) 午後 1 時 30 分

3 回目・・・10 月 12 日(火) 午前 10 時

予備日・・・10 月 14 日(木) 午前 10 時

② 電線・ケーブル製造業は、

2 回目・・・10 月 4 日(月) 午後 1 時 30 分

3 回目・・・10 月 13 日(水) 午後 1 時 30 分

予備日・・・10 月 20 日(水) 午後 1 時 30 分

③ 電気機械器具製造業は、

2回目・・・10月8日（金）午前10時

3回目・・・10月13日（水）午前10時

予備日・・・10月20日（水）午前10時

④ 輸送用機械器具製造業は、

2回目・・・10月1日（金）午後1時30分

3回目・・・10月15日（金）午前10時

予備日・・・10月18日（月）午前10時

となりますが、委員の皆様のご都合も新たに変わっている可能性もあろうかと思
いますので、一つの案としてご検討をいただければということで考えております。

なお、この際、複数の部会を担当されている委員の方もおられます。

また、他の部会と重ならないこと。最初に申しましたように、10月21日（木）午
前11時から本審の開催を考えておりますので、それに間に合うような形になるよう
ご配慮いただきますようお願いいたします。

（議長）

はい、それでは、今説明がありましたように、それぞれの専門部会の委員の間で、
事務局から提案されました日程についてのご検討をお願いいたします。

なかなかお忙しい皆さまですので、全員が揃ってという訳にはいかないよう
ですので、先ほど事務局から提案がありましたように、方針に沿って一応案を作らせてい
ただいたところでございます。できるだけ尊重をして頂きながら、もし調整可能であ
れば変更もしていただくという形でもよろしくをお願いいたします。

各部長、部会長代理におかれましては進行、日程調整をよろしくをお願いいたし
ます。

終わりましたら必ず事務局に決定内容につきましての報告を部会長の方からよろ
しくをお願いいたします。

事務局の方から、各部会の検討場所のご案内をお願いします。

（賃金係）

今回は、会場の関係で、後ろに4部会の机スペースをお作りすることができません
でした。且つ医師会館から机を引きずる移動は行わないように言われておりますので、
ガラス・同製品製造業は、労側委員席に、電線・ケーブル製造業は、使側委員席に、
以後同様に、交互にお集まりいただくようにしていただき、公労使で最終日程調整を
よろしくをお願いいたします。

日程調整を終えましたら事務局の方へ結果をご報告していただきたいと思
います。よろしくをお願いいたします。

— 日程調整 —

（賃金係）

それでは、それぞれの専門部会で日程調整をしていただきましたので、その結果をご報告させていただきます。

- ① ガラス・同製品製造業は、
2回目・・・10月5日（火）午後1時30分
3回目・・・10月12日（火）午前10時00分
予備日・・・10月19日（火）午前10時00分
- ② 電線・ケーブル製造業は、
2回目・・・10月4日（月）午後1時30分
3回目・・・10月13日（水）午後1時30分
予備日・・・10月19日（火）午後1時30分
- ③ 電気機械器具製造業は、
2回目・・・10月8日（金）午前10時00分
3回目・・・10月13日（水）午前10時00分
予備日・・・10月20日（水）午前10時00分
- ④ 輸送用機械器具製造業は、
2回目・・・10月1日（金）午後1時30分
3回目・・・10月14日（木）午前10時00分
予備日・・・10月18日（月）午前10時00分

ということで、調整をしていただきましたので、よろしくお願いたします。

（議長）

はい、只今、報告いただきましたように調整をさせていただきました。ご協力ありがとうございました。

これからこの日程で進めてまいりたいと思います。出席方よろしくお願いたします。

（賃金係）

それでは、お手数ですが、調整後の日程に修正をお願いします。

今後開催の第2回～4回の各専門部会、10月21日（木）開催予定の本審につきましては、後日、委員各位に開催通知文を郵送させていただきますのでよろしくお願いたします。

このあと、第6回三重地方最低賃金審議会を臨時に開催しますので、本審委員の方々には、この代議員会室に残っていただきますようお願いたします。

（議長）

専門部会は、本日が第1回目ですので、第2回、第3回、それと予備日として第4回という形で進めていただきたいと思います。

それぞれの専門部会で事情がありましようから、この後のことは、それぞれの専門部会でご審議して決めていただけたらと思いますが、時間的制約もありますので、よろしくお願いたします。

本日は、合同部会ということで、本日のメインテーマ、各専門部会の開催日程を調

整していただきました。いよいよ、これから本格的な金額審議が始まり、皆様にはご協力をいただくこととなります。

本日本日予定されておりました議題は以上でございます。

本審が10月21日ですので、それに向けて熱心な審議をよろしく願いいたします。

本日は合同会議ということで進めさせていただきましたけれども、皆様の机上にも人事異動通知書が置いてあると思います。これによりますと当専門部会は、決定すると同時に終了という形になりますので、皆様一同にお集まりいただくことは本日が最後となってしまいます。

各産業を代表する皆様でございますので、熱心に審議をよろしく願いいたしまして、良い結論をお導きいただきますようよろしく願いいたします。

最初、部長のご挨拶にもございましたが、業界を代表する皆様でございますので、それぞれのお立場があるのは重々承知いたしておりますけれども、産業、各業界の代表としてイニシアティブをとっていただきまして業界のため熱心なご審議をお願いいたしまして、本日の合同部会形式の専門部会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

(皆)

ありがとうございました。

以 上